

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年11月

新冠町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	新冠町の概要	1
2	新冠町農業の概要と課題	1
3	農業経営基盤強化の促進に関する取り組み	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する 目標	3
第 2	営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標	5
第 3	青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標	12
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	利用権設定等促進事業に関する事項	12
2	農用地利用改善事業の実施に関する事項	19
3	委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23
4	農業従事者の養成及び確保に関する事項	24
5	青年等の育成・確保に関する事項	25
6	その他事業の実施に関し必要な事項	25
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	26
第 7	その他	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 新冠町の概要

新冠町は、北緯42度21分東経142度19分にあつて、北海道南部、日高管内の中央に位置し、総面積は585.81平方キロメートルである。東西は8キロメートルで東は新ひだか町、西は日高町に接し、南北は54キロメートルで北は日高山脈の主峰幌尻岳を境に十勝管内に接し、南は太平洋に面している。

地勢は、太平洋に注ぐ2条の河川流域と奥地の山林地帯に分けられ、海岸線から10～20キロメートルの地帯が概ね農用地となっている。

気候は、比較的温暖で年間平均気温は9.0度、積雪も少なく根雪期間は80日ほどで、年間日照時間は1,982時間である。

2 新冠町農業の概要と課題

農業経営客体数は231戸で耕地面積は7,170ヘクタールであり、1戸当りの経営面積は31.0ヘクタールで稲作、酪農、軽種馬にそ菜、肉用牛を加えた5作目を中心としている。

稲作を中心とした作付け体系から、野菜との複合経営に移行しつつある。

野菜にあつては、ピーマン、アスパラ、ほうれん草、秋まき小麦、かぼちゃ、メロン等を奨励品目として位置付け、当町の特産品としての産地化と銘柄の確立に努めている。

畜産にあつては軽種馬、酪農、肉用牛を主体として飼養管理技術の改善により生産コストの低減を図っているところであるが、特に肉用牛の振興のため黒毛和種牛の優良繁殖雌牛導入と受精卵移植事業に加え、育種価の活用による地域内保留体制の推進により産地化を目指している。

農業従事者の高年齢化が進む一方、後継者のいない農家が増加している傾向にあり将来的には農家戸数の減少から、農地の流動化が進むことが予想される。

それらの状況から経営感覚と営農技術に優れた人材の育成と地域における担い手の育成及び確保が急務であり、研修会等の開催又は経営指導を積極的に推進する。

農業振興地域整備計画においては効率的な土地利用をめざした農用地区域の設定を行っているが、昨今の社会情勢と経済状況の変化に対応するため計画の見直しが必要となっており、それらを総合的に勘案した変更を進める。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取り組み

(1) 基本的な考え方

新冠町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、関係機関が連携して農業経営体を支える営農組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用・集約化を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

具体的な経営の指標は、新冠町及び周辺市町村の優良な経営の事例を踏まえ、主たる

従事者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、又これらの経営が新冠町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1経営体当たり 概ね400万円程度
目標年間労働時間	主たる農業従事者1人当たり 1,700～2,000時間程度

※主たる農業従事者～農業経営において主体的な役割を担い、専ら当該農業経営に従事するもの

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準を概ね達成することを目標とする。ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、概ね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

新冠町は、将来の新冠町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図ろうとする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の計画達成にむけたフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT※等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、法人経営体数を令和5年度（2023年度）までに5万法人とする国の目標や、令和12年度（2030年度）における農業法人数5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、新冠町の令和12年度における農業法人数の目標を70経営体（令和3年1月現在：63経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

エ 農用地の利用集積と集約化

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後、遊休農地となるおそれがある農地については、人・農地プランを活用し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等の育成や複数戸による法人化等を推進し、農地の利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止に努める。

オ 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

新冠町における平成29年から令和3年までの新規就農者は3人であり、前5年間と比べ減少しており、引き続き施設野菜、肉用牛、酪農を中心とした担い手対策の充実と改善を図り、農作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、新冠町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、新冠町においては年間1人の新規就農者の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、新冠町において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始後5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた新冠町の取組

上記に掲げるような新規就農者を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや指導農業士、新冠町農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中核的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標

第1の3に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新冠町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
水 稲 施設野菜	<作付面積等> 水 稲 10.0ha ピーマン 0.4ha <経営面積> 10.4ha	<機械> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1台 汎用コンバイン(6条刈) 1台 乾燥機(10t) 1台 ロータリーハロー 1台 トラック(2t) 1台 <施設> 育苗ハウス 1棟 ビニールハウス 12棟 機械庫 1棟 <その他改善点> ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的実施、緑肥の作付 水稲防除の受委託による作業の効率化	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 3人 4,032時間 ・雇用 時間 <経営収支> ・農業粗収益 2,895万円 ・農業経営費 1,713万円 ・農業所得 1,182万円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
施設野菜	<作付面積等> ピーマン 0.8ha <経営面積> 0.8ha	<機械> トラクター(46ps) 1台 軽トラック 1台 ロータリーハロー 1台 <施設> 育苗ハウス 2棟 ビニールハウス 24棟 機械庫 1棟 <その他改善点> 受委託や機械共同利用の利活用 ハウスの土壌改善として有機物を活用	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 4,800時間 ・雇用 1,798時間 <経営収支> ・農業粗収益 3,320万円 ・農業経営費 2,483万円 ・農業所得 873万円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
施設野菜	<作付面積等> 施設野菜 1.0ha (ピーマン) 0.8ha (ほうれんそう) 0.2ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> トラクター(46ps) 1台 軽トラック 1台 ロータリーハロー 1台 <施設> 育苗ハウス 2棟 ビニールハウス 24棟 機械庫 1棟 <その他改善点> 受委託や機械共同利用の利活用 ハウス土壌改善として有機物を活用	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 4,748時間 ・雇用 2,194時間 <経営収支> ・農業粗収益 3,396万円 ・農業経営費 2,542万円 ・農業所得 854千円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
軽種馬	<作付面積等> 採草地 6.6ha 放牧地 13.5ha <経営面積> 20.1ha <飼養頭数> 繁殖牝馬サラ 12頭 うち自己 (5頭) うち預託馬 (7頭)	<機械> トラクター(80ps) 1台 トラクター(60ps) 1台 ブロードキャスタ 1台 ディスクモア 1台 テッダーレーキ 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 鎮圧ローラー 1台 チョッパー 1台 <施設> 成厩舎 1棟 育成厩舎 1棟 乾草舎 1棟 堆肥舎 1基 <その他改善点> 繁殖牝馬の計画的更新 販路拡大 初期調教技術の向上	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 3,673時間 ・雇用 2,700時間 <経営収支> ・農業粗収益 4,597万円 ・農業経営費 3,700万円 ・農業所得 897千円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼いI)	<作付面積等> 採草地 38.2ha 放牧地 0ha コンサイレージ 6.4ha <経営面積> 42.8ha <飼養頭数> 経産牛 40頭 育成牛 25頭 合計 65頭	<機械> トラクター(100ps) 1台 トラクター(120ps) 1台 トラック(2t) 1台 バルククーラー(4000ℓ) 1台 パイプラインミル(4ユニット) 1台 バーンクリーナー 1式 <施設> 成牛舎(600㎡) 1棟 育成舎(200㎡) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 飼料・敷料庫 1棟 堆肥舎 1基 <その他改善点> スタンション方式による飼養管理 公共牧野を利用した育成牛管理	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 4,000時間 ・雇用 944時間 <経営収支> ・農業粗収益 3,242万円 ・農業経営費 2,642万円 ・農業所得 600万円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (素牛販売)	<作付面積等> 採草地 7.6ha 放牧地 14.7ha <経営面積> 22.3ha <飼養頭数> 繁殖牛 50頭 素牛出荷 38頭 合計 88頭	<機械> トラクター(100ps) 1台 トラクター(120ps) 1台 スキッドローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テッダーレーキ 1台 マニュアルプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 <施設> 成牛舎(700㎡) 1棟 育成牛舎(400㎡) 1棟 パドック(600㎡) 1基 敷料庫 1棟 堆肥舎 1基 <その他改善点> 和牛センターを活用し育種価に基 づく繁殖雌牛の保留に努める ほ育・育成技術の改善に努め、事 故率軽減に努める	・複式簿記の記 帳により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 2,960時間 ・雇用 時間 <経営収支> ・農業粗収益 2,534万円 ・農業経営費 1,604万円 ・農業所得 930万円

(個別経営体)

営農 類型	経営規模	生産方式	経理管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (肥育一貫)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 10.0ha 放牧地 17.8ha</p> <p><経営面積> 27.8ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 60頭 育成牛 50頭 合計 110頭</p>	<p><機械></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(120ps) 1台 スキットローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テッダーレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台</p> <p><施設></p> <p>成牛舎(840㎡) 1棟 育成牛舎(240㎡) 1棟 肥育舎(400㎡) 1棟 パドック(600㎡) 1基 機械庫・敷料庫 2棟 堆肥舎 1基</p> <p><その他改善点></p> <p>・繁殖雌牛の計画的更新、計画交配により育成素牛の資質向上に努める ・肥育技術の改善を図り、地域の稲わら利用により効率的な肥育生産に努める</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p><労働></p> <p>・家族 3人 5,906時間</p> <p>・雇用 時間</p> <p><経営収支></p> <p>・農業粗収益 5,145万円</p> <p>・農業経営費 4,400万円</p> <p>・農業所得 745万円</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業
 経営の指標

第1の3(3)に示した目標を達成しうる青年等が目指すべき農業経営の指
 標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する
 者にあつては、指標を例外とすると次のとおりである。

(個別経営体)

営農 類 型	経営規模	生産方式	経理管理の 方 法	農業従事 の態様等
施設野菜	<作付面積等> 施設野菜 0.4ha (ピーマン) 0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> トラクター(46ps) 1台 軽トラック 1台 ローターハーロー 1台 <施設> 育苗ハウス 1棟 ビニールハウス 10棟 機械庫 1棟 <その他改善点> 受委託や機械共同利用の利活用 ハウス土壌改善として有機物を活用	・複式簿記の記帳 により経営と家 計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<労働> ・家族 2人 3,800時間 ・雇用 時間 <経営収支> ・農業粗収益 1,150万円 ・農業経営費 870万円 ・農業所得 280千円

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経理管理の方法	農業従事の態様等
酪農 (繋ぎ飼いⅠ)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 26.8ha 放牧地 0ha コンサイージ 4.6ha</p> <p><経営面積> 31.4ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 35頭 育成牛 20頭 合計 55頭</p>	<p><機械></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(120ps) 1台 トラック(2t) 1台 バルククーラー(4000ℓ) 1台 パイプラインミル(4ユニット) 1台 バーククリーナー 1式</p> <p><施設></p> <p>成牛舎(600㎡) 1棟 育成舎(200㎡) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 飼料・敷料庫 1棟 堆肥舎 1基</p> <p><その他改善点></p> <p>スタンション方式による飼養管理 公共牧野を利用した育成牛管理</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p><労働></p> <p>・家族 2人 4,000時間</p> <p>・雇用 1,000時間</p> <p><経営収支></p> <p>・農業粗収益 2,594万円</p> <p>・農業経営費 2,114万円</p> <p>・農業所得 480万円</p>
肉用牛 (素牛販売)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 6.8ha 放牧地 13.2ha</p> <p><経営面積> 20.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>繁殖牛 45頭 素牛出荷 34頭 合計 79頭</p>	<p><機械></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(120ps) 1台 スキッドローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1式 テッダーレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台</p> <p><施設></p> <p>成牛舎(700㎡) 1棟 育成牛舎(200㎡) 1棟 パドック(500㎡) 1基 敷料庫 1棟 堆肥舎 1基</p> <p><その他改善点></p> <p>・和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める ・ほ育、育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p><労働></p> <p>・家族 2人 3,200時間</p> <p>・雇用 時間</p> <p><経営収支></p> <p>・農業粗収益 2,027万円</p> <p>・農業経営費 1,283万円</p> <p>・農業所得 744万円</p>

※上記に示した営農類型以外の農業経営を営もうとする場合、第2に示した営農類型を参考にした指標を目標とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度であるとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

新冠町農用地面積の95%程度

新冠町における、基幹的農業従事者の年齢層は30～40代が25.8%と少なく、50代以上が70.7%と全体の約7割を超えている。

また、後継者がいる農業者は25.7%で、担い手不足が起因とした離農跡地等が発生した場合について、地域の意見を活用しながら速やかに対応し、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業など各種農地流動化施策を講じながら、認定農業者等に利用集積を進め、効率的かつ安定的な経営農地として活用して行く必要があると考える。

担い手対策の一つとして新規就農について、町は公益財団法人北海道農業公社や関係機関と連携しながら、新規就農希望者への情報提供や就農相談・研修先のあっせん等を行うとともに、地域における受入体制の整備の促進、就農に必要な制度資金の融通、町助成制度等を講じ推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新冠町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、新冠町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に従って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

新冠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格化法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えることとなること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記の（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格化法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1

号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定めるものを除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の受委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

（3） 開発を伴う場合の措置

- ① 新冠町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中

間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

- ② 新冠町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業計画の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 新冠町は(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 新冠町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 新冠町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、新冠町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 新冠町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 新冠町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、新冠町農業委員会の決定を要しない。
- ② 新冠町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、新冠町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 新冠町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払いの相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに(現物出資に伴い

付与される持分を含む。) その支払 (持分の付与を含む。) の相手方及びその方法

- ⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法 (昭和27年法律第229号) 第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について新冠町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決めを実行する能力についての事項
- ⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

- ① 新冠町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7) の②に規定する土地ごとに(7) の①に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。
ただし、数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が20年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。
- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例
 - ア 新冠町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの (以下「共有者不明農用地等」という。) があるときは、新冠町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの (以下「不確知共有者」という。) の探索を要請し、新冠町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。
 - イ 新冠町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって

知っているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公 告

新冠町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を新冠町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

新冠町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を新冠町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

新冠町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 新冠町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か

つ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 新冠町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 新冠町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を新冠町の掲示板への掲示により公告する。

④ 新冠町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 新冠町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。新冠町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

新冠町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その地必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を新冠町に提出して、農用地利用規程について新冠町の認定を受けることができる。

② 新冠町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 新冠町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を新冠町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農

業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 新冠町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は計画とみなす。

（7） 農用地利用規定の特例

- ① （5）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規定に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、（6）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 新冠町は、①の規定に定められる農用地利用規定の申請があったときは、その旨を新冠町広報への掲載、インターネットの利用その他の適正な方法により告示し、当該農用地利用規定を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規定について、新冠町に意見書を提出することができる。
- ④ 新冠町は、①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、新冠町は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の設定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、新冠町の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更を

しようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を新冠町に届け出るものとする。

- ③ 新冠町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 新冠町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 新冠町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

新冠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に

促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

新冠町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、新冠町地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域おこし協力隊を活用した農業支援員を農家へ派遣し、農業研修と繁忙期の労働力補完をあわせて行い将来の農業経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制を推進し、休日制、ヘルパー制度の拡充や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた新冠町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や日高農業改良普及センター、新冠町農業協同組合などと連携しながら、就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新冠町が主体となって北海道立農業大学校や日高農業改良普及センター、新冠町農業協同組合、支援相談員、指導農業士等と連携・協力して研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行い、情報を共有しながら巡回指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランを活用し、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新冠町地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、新規就農者、農業後継者、地域自治会との交流する場を積極的に設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、新冠町農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、日高農業改良普及センターや新冠町農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）、技術や経営のノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、新冠町農協、新冠町地域担い手育成総合支援協議会等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強作促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連対策との連携

新冠町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 新冠町は、道営草地整備事業、畜産担い手育成総合整備事業等による農業生産

基盤整備促進を通じて、圃場の整備改良を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入及び家畜糞尿処理の適正化のため施設整備等を推進し効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ．新冠町は、新冠町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。

ウ．新冠町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業権進体制等

新冠町は、農業委員会、日高農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、新冠町地域担い手育成総合支援協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、新冠町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 新冠町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 新冠町、新冠町農業委員会、新冠町農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成18年 7月10日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成22年 5月13日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成23年 9月20日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成30年 1月22日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和 4年 月 日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(2) 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するための利用権の設定等を受ける場合に限る)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)

…第5の1の(1)のアの(ア)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項

(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)

…その土地を効率的に利用することができることを認められること。

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (4) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（4）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

- (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農業近代化資金融通法政令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた

後において（１）から（２）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

- （ア） 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）
…その土地を効率的に利用できると認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は11年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して定める。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、新冠町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業経営の受託にかかる販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>